

お願い

生活騒音にご注意を

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

日 常生活の中で発生する音が、近隣のトラブルにつながる場合があります。特に夜間は、静けさの中で音が響きやすく、ご近所に不快な思いをさせてしまうことも。気持ちのよい地域の暮らしのため、次の点にご協力をお願いします。

●騒音トラブルを防ぐために

- ・深夜や早朝は、話し声や物音にご配慮ください
- ・音楽はヘッドホンを使用するなど、音量を控えめに
- ・屋外でのイベントや作業は、周囲の環境にも気を配りましょう

●バーベキュー日和でも、夜は静かに
〜地域みんなで気持ちよく〜

屋外でのバーベキューや会話などは、思った以上に音が響きます。夜間の実施は控えめにし、午後8時から9時頃には終了するよう心がけましょう。

楽しいひとときも、周囲への配慮があつてこそ心から楽しめます。

ご近所との良好な関係づくりのためにも、生活音に対する思いやりを大切にしましょう。

農地売買

農地の売買は契約前にご相談を

●問い合わせ 農業委員会事務局 ☎096(293)6686

県 内では半導体関連企業などの進出により、開発の動きが活発化しています。それに伴い、農地の買収や転用の相談が相次いでいますが、「契約したのに転用できない」「転用ができなくて違約金を請求された」といった危険性があります。

大切な財産を守るため、判を押す前に必ず以下の点を確認してください。

- ・「今のうちに契約(仮登記)しましょう」
- ↓仮登記だけでは権利は移りません。転用許可が下りなければ、契約自体が白紙になるリスクがあります。
- ・「転用手続きは後でやるから大丈夫」
- ↓農振除外および農地転用には相当の時間がかかり、そもそも除外・転用できないケースもあります。
- ・「自分の土地だから、造成を始めていい」
- ↓許可前の着工は「無断転用」で農地法違反です。罰則(拘禁刑や罰金)や原状回復命令の対象です。

売買まではこのような手順が必要になります。

- ①農振除外の手続き※(★農振農用地の場合。1年前後かかる場合もあります)
- ②農地転用許可申請(農業委員会・知事などの審査が必要です。)
- ③【ここで初めて】許可・売買完了(所有権移転・工事着工)

※「農振除外」は、そもそも認められない場合もあります。事前に農振除外担当部局とも十分確認が必要です。

募集

「お出かけ知事室〜ともに未来を語る会〜」in 大津町 参加者募集

●問い合わせ 県知事公室 広報課 ☎096(333)2026

県 では、知事が県内市町村に伺い、県民の皆さんからの意見をお聴きし、県の政策へ速やかにつなげるため、「お出かけ知事室〜ともに未来を語る会〜」を開催します。

●日時 8月25日(火)
午後6時〜8時

●場所 町生涯学習センター 文化ホール

●留意事項

- ・知事との対話を希望する人は、申し込みが必要です(15人程度・先着順)。
- ・※町在住の人に限りです。
- ・小学生以下は保護者同伴での参加をお願いします。
- ・傍聴のみを希望する人は申込不要です(居住地不問)。

●申込方法

専用フォーム(二次元コード)または、県ホームページより「参加申込書」をダウンロードし、郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。

●申込期間 7月6日(月)〜31日(金)
午後5時必着

※二次元コードは7月6日(月)からアクセス可能です。

専用フォームはこちら▼
県ホームページはこちら▼

予防接種

予防接種はお済みですか？

●問い合わせ 健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075



	対象者	接種回数
第1期 初回	生後6カ月～90カ月の子ども (7歳6カ月に至るまで)	2回
第1期 追加		1回
第2期	9歳以上13歳未満の子ども	1回
特例措置	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人 (20歳に至るまで)	1～4回 (過去の接種回数に準じた残りの回数)

●日本脳炎予防接種

日本脳炎ワクチン第1期・第2期は全部で4回接種します。定期接種の期間が定められていますので、母子手帳で予防接種が完了しているか確認しましょう。

国による積極的な接種の差し控えにより日本脳炎予防接種を受けられなかった人は、定期接種(特例措置)として予防接種ができます。詳しくは、左の表をご参照ください。

	対象者	接種回数
	1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合	2回
	1回目の接種を15歳になってから受ける場合	3回

●予防票の発行

【場所】町子育て・健診センター
【必要な物】母子手帳

●HPV(子宮頸がん)ワクチン

子宮頸がんワクチン予防接種は、全部で2〜3回必要です(年齢に応じて変わります)。

補助

特産物を守ろう！サツマイモ基腐病の防除にかかる費用を補助

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116



区分	対象経費	補助率 ※100円未満切り捨て
1	苗床や苗、種芋の消毒に要した経費	2分の1以内 ※区分2と3は 上限5万円
2	サツマイモ基腐病が発生した年内に、収穫後の土壌消毒に要した経費	
3	サツマイモ基腐病と診断された翌年2月～11月に圃場の消毒に要した経費	

●補助対象経費と補助率

サツマイモ基腐病の防除のため、予算の範囲内で大津町かんしよ安定生産対策事業補助金を交付します。

※区分2と3は、病気がかかったことが確認できる診断結果が必要となるため、ご相談ください。

●申請方法

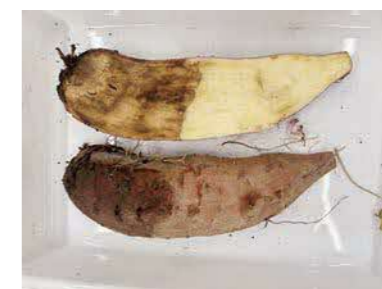
次の2つを役場農政課窓口にご提出ください。

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②対策を行った面積と要した費用が確認できる書類

※申請書や要件など、詳しくは町ホームページをご確認ください。

まん延を防ぐ3つのポイント

- ①持ち込まない
- ・健全な種芋や苗の確保と消毒
- ・使用する器具の洗浄
- ②増やさない
- ・菌の増殖を防ぐ排水対策
- ・発病苗の早期発見、抜き取り
- ③残さない
- ・適切な土壌消毒
- ・耕つんによる残さの分解促進



▲基腐病の症状が出た芋の断面(上)と表面(下)

サツマイモ基腐病とは、サツマイモの茎や根が黒く変色し、カビ(糸状菌)によって腐敗する病害の一種です。

サツマイモ基腐病から産地を守ろう

適切な対策を行わないと、畑内の健康な苗に次々と伝染し、被害が拡大する可能性があるため、病害の疑いがある株を発見した際は、役場農政課に至急ご連絡ください。

生涯学習情報

まちのわだい

インフォメーション

くらしの伝言板

愛のこんだて・大津っ子

休日当番医・相談

生涯学習情報

まちのわだい

インフォメーション

くらしの伝言板

愛のこんだて・大津っ子

休日当番医・相談